

仙台市津波被災地移転住宅再建に関する補助金交付事業(概要)

平成23年3月11日時点において、移転対象地区(災害危険区域)外の様々な津波防災施設整備後も浸水が予想される地域に居住していた方が、市内の市街化区域等に移転する場合、引越し費用等や建物・土地の取得にかかる費用の借入利子相当額を助成します。(なお、被災後から平成24年9月30日までの間に事業に着手していたものについては、さかのぼって補助対象とします。)

補助対象区域



対象者

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する方

- | | |
|-----|---|
| (1) | 被災時に補助対象区域内にお住まいだった方で、住宅もしくはその住宅の敷地を所有していた方 |
| (2) | 被災時に補助対象区域内で親族が所有する住宅または親族が所有する敷地にある住宅にお住まいだった方 |
| (3) | 上記(1)または(2)に該当する方の居住のための住宅を建設または購入する親族の方 |

【ご注意】

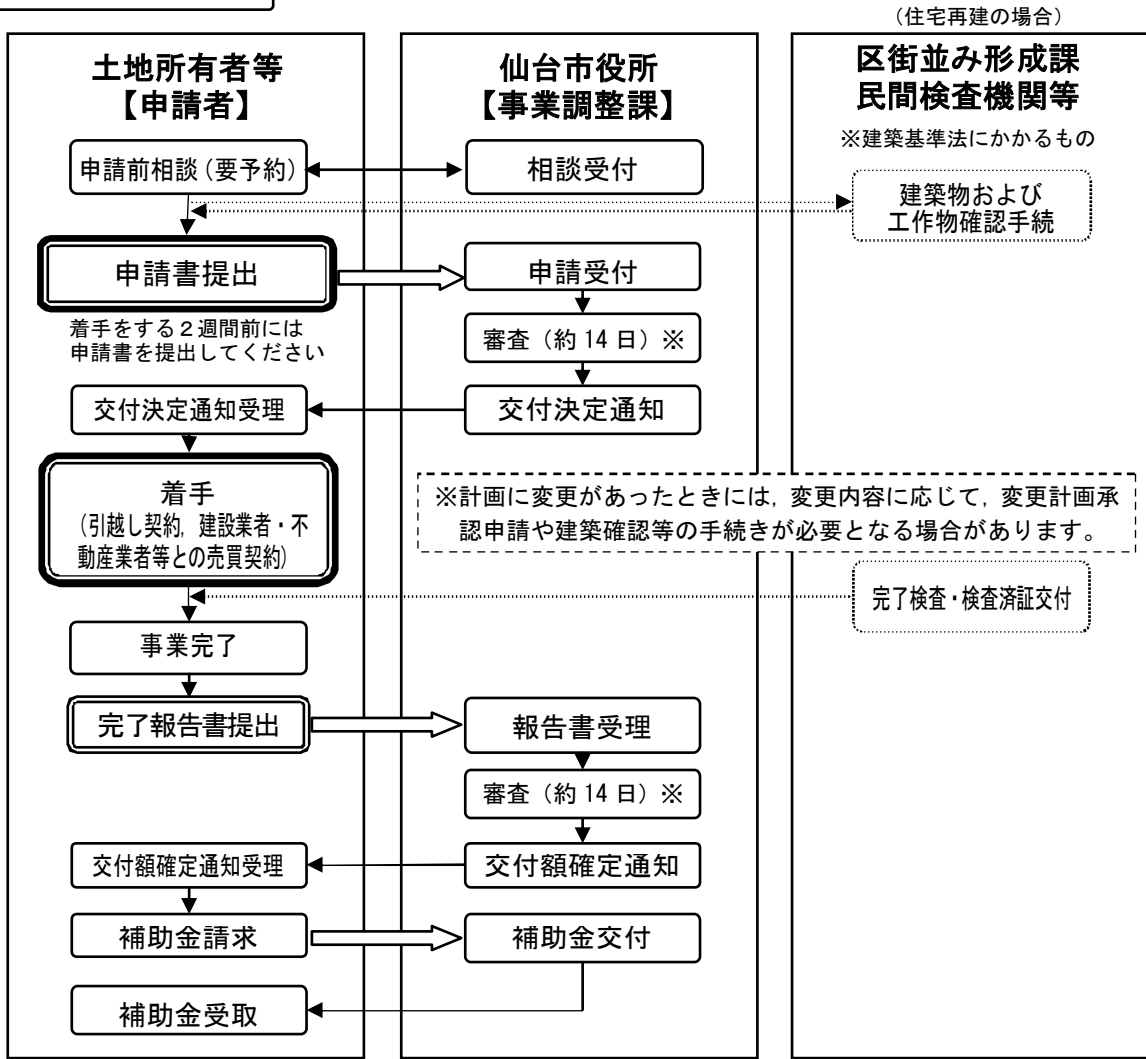
- 申込みには、以下のことが条件となります。
 - ・市税を滞納していないこと
 - ・(1),(2)の方が平成23年3月11日以降に公営住宅に居住していたことがないこと(応急仮設住宅除く)
 - ・移転元の住宅について、過去に本事業において、下記種別②,③の補助金の交付を受けたことがないこと
 - ・移転元の住宅について、過去に他の支援制度に基づく補助金の交付を受けていないこと
- 復興公営住宅への移転の場合は、「住居の移転」に関する費用の補助のみが対象となります。
- 農業等従事者以外の方が市街化調整区域に移転する場合には、5戸以上まとめて移転することが条件となります。
- 平成34年3月31日までに事業完了するものが対象となります。
- 被災前に工事契約等を行っていたものは補助対象外です。

補助金の額

補助金の額は下記Ⅰの金額です。ただし、Ⅱの額が上限です。

項目	Ⅰ 補助対象額	Ⅱ 上限額	種別
住居の移転	家財道具の運搬や家屋の取壊しに要した費用の額	780,000 円 注:家財道具の運搬を複数回実施した場合、それぞれに要した費用の合計額	①
住宅の再建	住宅建設等にかかる利子相当額 (借入れに係る年利率が8%を超える場合にあっては、年利率8%として算定した額)	4,440,000 円	②
	住宅用地の購入等にかかる利子相当額 (借入れに係る年利率が8%を超える場合にあっては、年利率8%として算定した額)	2,640,000 円 注:宅地造成されていない土地を購入し、造成のための資金を借り入れない場合は、2,060,000 円が上限	③

手続きのながれ



※申請内容により、審査に特別な判断を要する場合は、更に期間を要します。

相談・申請窓口

※申請前に事前相談を行ってください。

●相談・予約申込ダイヤル

022-214-8032

受付時間：午前9時から午後5時まで
(土曜・日曜・祝休日を除く)

●申請様式の配布先

相談・申請場所にお越しいただくか、仙台市公式ホームページよりダウンロードが可能です。(申請の手引きも掲載しています)
URL : www.city.sendai.jp/hisaishien/tsunami2.html

●相談・申請場所(右図参照)

平成24年6月29日までは市役所北庁舎B棟(1階)

平成24年7月2日以降は市役所本庁舎(4階) 復興事業局事業調整課

※窓口が混雑することが予想されますので、ご来庁の際は電話で予約してからお越しください。

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関でお越しいただきますようお願いいたします。

●担当課 復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課

